

神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

県の行政手続における押印の見直しに伴い、押印を求めている申請書等への押印を廃止するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地内行為許可申請書（第2号様式）、神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地内行為許可事項変更許可申請書（第3号様式）の各様式の押印を廃止し、自筆記入時の押印省略を定めた備考を削除する。

3 施行期日

公表の日から施行する。